

初任者が悩む 判断に困る事例 レアケース 意外な注意点などを、読みやすい・親しみやすい解説で学べる、新しい入門書！



# 戸籍の備忘録 244問

古関 冬樹 著

2023年6月刊 A5判 288頁 定価3,410円（本体3,100円） 978-4-8178-4891-8 商品番号：40954 略号：戸備

- 戸籍実務に携わる上でおさえておくべき知識を、**244問のQ&A**でわかりやすく解説。
- 「読みやすさ」「親しみやすさ」に主眼を置いた実務に使える解説書。
- 各設問の問題設定はシンプルにして「読みやすく」、解説は3コマ漫画を交えながら「親しみやすく」丁寧に説明。
- 異動前・着任後の職員が、戸籍に関する基礎的な知識を**楽しく・早く・広く**吸収できる。

## 設問抜粋

- Q10 除籍、改製原戸籍にプライバシー上好ましくない戸籍記載がある場合の対応
- Q23 戸籍の届出等の「受付」と「受理」の概念について
- Q33 外国人の氏名に「Jr.」、「II」、「III」の記載がある婚姻届等の取扱いについて
- Q68 同性婚のため婚姻要件具備証明書を取得することはできない
- Q75 渉外的重婚の取扱い
- Q92 夫婦が異なる日時に死亡し同時に死亡届があった場合及び夫婦同時死亡の場合の婚姻解消事項記載の要否
- Q93 戸籍の身分事項欄に婚姻・認知・縁組等の相手として記載のない在外外国人から、死亡者の親族として死亡届があった場合の対応
- Q110 父母から出生届ができず同居者から届出をする際、届出のあった名で受理できるか
- Q115 分籍前に出生した嫡出でない子について、分籍後に出生届をすることにより分籍後の新戸籍に入籍させることができかかるか
- Q145 法務局への受理照会を要する養子縁組
- Q150 離縁届があった際に称する氏に係る誤りやすい事例
- Q233 外国人配偶者と死別又は離別した場合、戸籍法107条2項による外国人配偶者の称する氏への変更はできるか

## 内容見本

### Q191

戸籍の筆頭者及びその配偶者の生死がわからない場合でも、当該夫婦の戸籍に在籍する子から転籍届をすることはできない

私は父を筆頭者、母をその配偶者とする戸籍に在籍していますが、父母は約2年間生死不明です。このような場合、私から転籍届をすることはできませんか。

相談者

できません（昭和25年5月18日山口地方法務局徳山支局管内戸籍協議会決議）。転籍届は戸籍の筆頭者及びその配偶者から届け出るべきものとされています（戸108条1項）。もっとも、夫婦の一方が所在不明等により転籍の意思表示ができないときは、その旨を届書に記載の上、他の一方から届出することは可能です（昭和23年2月20日民事甲第87号回答、昭和23年4月15日民事甲第926号回答）。しかしながら、本問のように戸籍の筆頭者及びその配偶者のどちらも届出にならない場合、届出はできませんので注意が必要です。



#### 【参考文献】

「戸籍届書の審査と受理」504頁、514頁、515頁

1ページ1問で  
読みやすい

